

代議員および役員の選任に関する細則

(目的)

第 1 条 本細則は、定款第 5 条 4 および第 21 条に基づき、当法人代議員および役員の選任について必要な事項を定め、適正な役員の選任を図ることを目的とする。

(地域区分)

第 2 条 代議員および理事は別表 1 に示す地域区分ごとに選出する。

第 3 条 選挙権者ならびに被選挙権者が所属する地域区分は主たる勤務地によって定め、確定する期日は、代議員選挙に関する内規によって定める。なお、現に勤務していない者は居住地による。

(代議員および理事の定数)

第 4 条 各地域区分で選出する理事（以下、選出理事という）および代議員の定数は、改選のつど選挙管理委員会が案を提出して理事会で決定する。

- 2 代議員の定数は、地域区分ごとに選挙権および被選挙権を有する正会員の概ね正会員 10 人に 1 人の割合を乗じたものとする。
- 3 理事の定数は 20 名とする。うち 15 名を選出理事とし、残りを理事長が指名する理事（以下、指名理事という）とする。ただし、選挙では各地域区分に最低 1 名を割り当てる。残りの選出理事数は、選挙権および被選挙権を有する各地域所属の正会員数によりドント方式で定める。
- 4 前項において、地域区分ごとの選出人数を定めることができないときは、選挙管理委員会において、委員長がくじで定める。

(選挙管理委員会)

第 5 条 本細則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 委員会の委員は理事会において、正会員の中から 5 名を選び理事長が委嘱する。
- 3 委員会の委員長は委員の互選による。
- 4 委員の任期は選挙を実施する年の社員総会から 2 年間とする。ただし、再任をさまたげない。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、第 5 条 2 項により補充委員を選任し、委嘱する。補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 6 委員会の事務は当法人事務局で行う。
- 7 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(選挙権及び被選挙権)

第 6 条 代議員の選挙資格を有する者（以下、選挙権者という）は、代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期日までに前年度会費を全納している正会員とする。よって、前年度に入会初年度の会費免除を受けた者は、選挙権がないものとする。

第 7 条 代議員の被選挙資格を有する者（以下、被選挙権者という）は、代議員任期終了年度において、継続して 4 年以上の正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期日までに会費を全納している正会員とする。ただし、入会初年度の会費免除を受けた者は、翌年以降の会費を全納するものとする。なお、代議員選挙が実施される年の 12 月 31 日までに満 63 歳になる者は被選挙権を失う。

(代議員候補者の選任)

第 8 条 選挙管理委員長は、代議員任期終了年度の 6 月 1 日までに代議員選挙の告示を行うものとする。

第 9 条 代議員に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 10 条 選挙管理委員長は、代議員選挙候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき代議員の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の正会員に通知しなければならない。

第 11 条 代議員は、地域区分ごとに当該候補者のなかから同地域区分所属の選挙権者の無記名投票によって選任する。ただし、第 10 条に基づき候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数と同数となったときは、投票は行わない。

第 12 条 代議員の選出方法については、「代議員選挙に関する内規」によって定め、開票は選挙管理委員会が行う。

第 13 条 得票数の多い順に地域区分別の代議員候補者定数までを当選者とし、次点を予備代議員候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備代議員候補者を決定する。

2 地域区分の代議員に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、当該地域区分の予備代議員候補者名簿により繰上げ補充を行うことができる。その場合、代議員の任期は前任代議員の残任期間とする。

3 正会員の資格を喪失した代議員は、代議員の資格を失う。

第 14 条 代議員が自分の所属する地域区分を変更した場合には、その任期中は新しい所属地域区分の代議員とする。

第 15 条 代議員の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(理事候補者の選任)

第 16 条 理事の選挙は地域区分ごとの代議員の互選とし、単記無記名投票により行う。

第 17 条 理事に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 18 条 選挙管理委員長は、理事候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき理事の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の代議員に通知しなければならない。ただし、第 17 条に基づき候補者の数が、当該地域において選任すべき理事の数と同数となったときは、投票は行わない。

第 19 条 開票は選挙管理委員会が行う。

第 20 条 得票数の多い順に地域区分別の理事候補者定数までを当選者とし、次点を予備理事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備理事候補者を決定する。

2 選出理事に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、予備理事候補者により繰上げ補充を行うことができる。その場合、理事の任期は前任理事の残任期間とする。

3 地域区分を変更した選出理事は、理事の資格を失う。

4 指名理事については、理事長が代議員のうちから理事候補を指名する。

5 指名理事に欠員が生じた場合、理事長は、代議員のうちから補充を行うことができる。

6 正会員の資格を喪失した理事は、理事の資格を失う。

第 21 条 理事の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(理事長候補者の選任)

第 22 条 理事長候補者の選出方法は、「理事長選挙申し合わせ事項」によって定める。

(監事候補者の選任)

第 23 条 監事候補者は、代議員 3 名による推薦を受け、本人の承諾を得た者とする。

2 選挙管理委員会は、監事候補者の氏名、経歴および所信または推薦理由を全代議員に通知し、選挙を実施する。ただし、第 23 条 1 項に基づき、候補者が 2 名であった場合は投票を行わない。

3 全国の代議員が、2 名を無記名連記で投票する。得票数の多い順に 2 名を当選者とし、次点を予備監事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備監事候補者を決定する。

4 監事に欠員が生じた場合、選挙管理委員会委員長は、予備監事候補者を繰上げ補充することができる。その場合、監事の任期は前任監事の残任期間とする。

附則

1. 本細則の変更は、理事会の議決による。
2. 本細則は、一般社団法人日本疫学会の設立の登記後の初回の代議員の選任時から施行する。
3. 本細則は、2017 年 4 月 8 日から施行する。
4. 本細則は、2017 年 11 月 3 日から施行する。
5. 本細則は、2019 年 1 月 31 日から施行する。
6. 本細則は、2021 年 5 月 24 日から施行する。
7. 本細則は、2021 年 11 月 5 日から施行する。
8. 本細則は、2025 年 3 月 17 日から施行する。

別表 1

地域区分（ブロック）は、北海道・東北、関東甲信越（東京を除く）、東京、中部、近畿、中国・四国および九州・沖縄の区分とする。各地域に所属する都道府県は次の通りとする。

北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信越（東京を除く）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県

東京：東京都

中部：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

海外在住の会員は、所属する国内機関のある地域、国内の留守宅等のある地域、海外在住直前の所属ブロックの順で所属ブロックを選ぶことができる。いずれも該当しない場合には会員が最多のブロックを所属ブロックとして選ぶことができる。

代議員選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、一般社団法人日本疫学会（以下、当法人という）定款第5条に定める代議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(代議員の総数)

第2条 地域区分別の代議員候補者定数は、代議員選挙を告示する年の4月30日における選挙権を有する正会員数に概ね10人に1人の割合を乗じて算出された数（端数切り上げ）とする。

(選挙の方法)

第3条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

2 選挙管理委員会は立候補者の資格を確認したのち、①候補者氏名、②勤務先、③当法人の役員の別、④前回代議員の別、⑤入会年度、を記載した立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までにホームページへ掲載するなどの方法で告示する。

(投票の方法)

第4条 投票は会員一人につき、地域区分別の代議員候補者定数以内で、無記名連記で行う。

(立会人)

第5条 開票に際して立会人を置く。

2 立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

(無効投票)

第6条 投票の効力は選挙管理委員会が判定する。

(代議員の決定)

第7条 代議員は、立候補者の中から有効得票数が多い者の順に決定する。

2 有効得票数が同数の立候補者があるときは、抽選により選挙管理委員会がその順位を決定する。

《附則》1 本内規の変更は、理事会の議決による。

2 本内規は、一般社団法人日本疫学会の設立の登記後の初回の代議員の選任時から施行する。

3 本内規は、2021年5月24日から施行する。